

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年十一月奈良県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表イの表第一号区分の項第三号中「平成八年」を「平成十八年」に改め、同表第二号区分の項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第一号区分の項第三号に掲げる者を除く。

）のうち知事の定めるもの

別表イの表第三号区分の項第七号中「第三号」の下に「及び第二号区分の項第三号の二」を加え、同項第八号中「もの」の下に「のうち知事の定めるもの」を加え、同表第四号区分の項第一号中「のうち知事の定めるもの」を削り、同項第六号中「もの」の下に「のうち知事の定めるもの」を加え、同項第八号中「五級であつたもの」のうち知事の定めるもの又は六級であつたもの（第三号区分の項第八号に掲げる者を除く。）に改め、同項第九号中「五級であつたもの」のうち知事の定めるもの又は「を削り、同項第十号中「もの」の下に「のうち知事が定めるもの」を加え、同表第五号区分の項第一号中「六級であつたもの（第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。又は」を削り、同項第六号中「平成十八年四月以後の給与条例」を「平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号。他の条例において、その例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の給与条例」という。）に改め、同項第七号中「級が」の下に「四級であつたもの（第四号区分の項第六号に掲げる者を除く。）又は」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第四号区分の項第七号に掲げる者を除く。

）

別表イの表第五号区分の項第八号中「五級」を「六級」に改め、「(第四号区分の項第八号に掲げる者を除く。）」のうち知事の定めるもの」を削り、同項第九号中「(第四号区分の項第九号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第十号中「四級」を「五級」に、「のうち知事の定めるもの」を「(第四号区分の項第十号に掲げる者を除く。）」に改め、同表第六号区分の項第六号中「平成十八年四月以後の給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の給与条例」に改め、同項第八号中「三級であつたもの(第四号区分の項第七号に掲げる者を除く。）」又は「を削り、同項第九号中「(第四号区分の項第八号及び第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。）」又は四級であつたもの」を削り、同項第十号中「(第五号区分の項第十号に掲げる者を除く。）」又は三級であつたもの」を削り、同表第七号区分の項第六号中「平成十八年四月以後の給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の給与条例」に改め、同項第九号中「級が」の下に「四級又は」を加え、同項第十号中「級が」の下に「三級又は」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。))以後に退職する職員のうち、平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号。以下「給与条例」という。))の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち知事の定めるものの施行日の属する月から退職する日の属する月までの職員の区分は、当該職員が医療職給料表(一)の適用を受け、かつ、その属する職務の級が三級である期間に限り、この規則による改正後の奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。))別表の規定にかかわらず、第四号区分とする。

3 施行日以後に退職する職員のうち、平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもののうち知事の定めるものの施行日の属する月から退職する日の属する月までの職員の区分は、当該職員が医療職給料表(二)の適用を受け、かつ、その属する職務の級が六級である期間に限り、改正後の規則別表の

規定にかかわらず、第四号区分とする。

4 施行日以後に退職する職員のうち、平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち知事の定めるものの施行日の属する月から退職する日の属する月までの職員の区分は、当該職員が医療職給料表(二)の適用を受け、かつ、その属する職務の級が四級である期間に限り、改正後の規則別表の規定にかかわらず、第六号区分とする。

5 施行日以後に退職する職員のうち、平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた給与条例の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったものうち知事の定めるものの施行日の属する月から退職する日の属する月までの職員の区分は、当該職員が福祉職給料表の適用を受け、かつ、その属する職務の級が三級である期間に限り、改正後の規則別表の規定にかかわらず、第六号区分とする。